

呉市移動等円滑化促進方針の作成及びこれに伴う呉市移動円滑化基本構想の改定スケジュールの見直しについて

呉市移動円滑化基本構想（以下「基本構想」といいます。）の改定については、令和3年6月3日に開会された産業建設委員会において行政報告をしましたが、国の動向や他の地方公共団体における取組を踏まえ、基本構想の前段となる呉市移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」といいます。）を基本構想と一体的に作成することとします。

また、促進方針の作成や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、基本構想の改定スケジュールの見直しを行います。

1 促進方針の作成

本市では、平成13年8月に基本構想を作成し、2地区（JR呉駅・呉港周辺、JR広駅・安芸阿賀駅周辺）を重点整備地区と定め、バリアフリーに必要な事業を特定事業[※]として関係者に実施を義務付けることで、バリアフリー化を重点的・一体的に推進してきました。

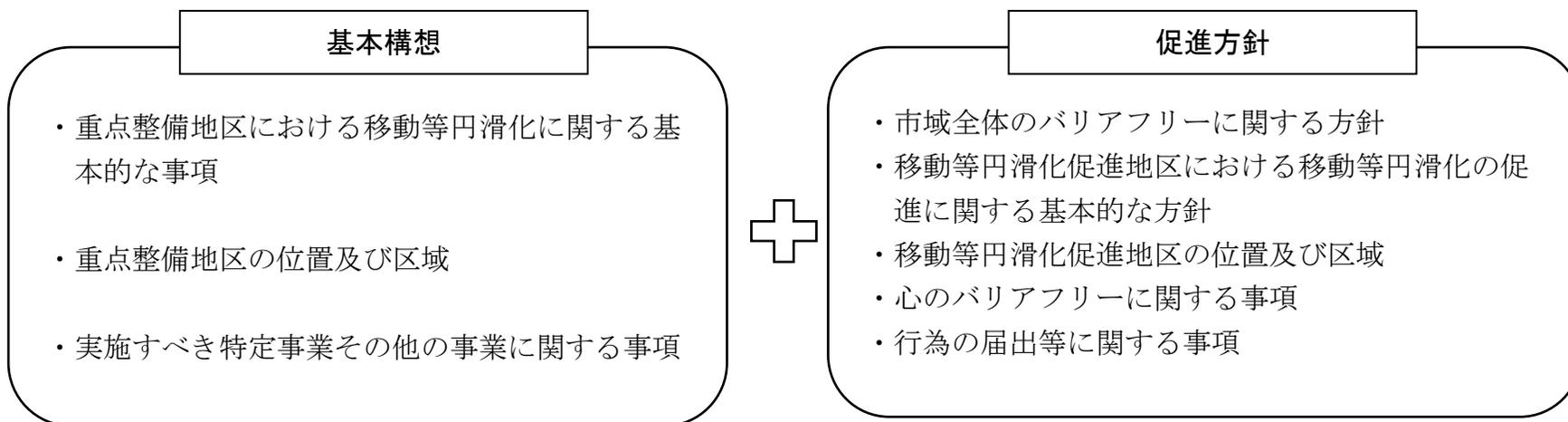
一方で、国においては、平成30年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」といいます。）の改正により、具体的な事業化の動きがない状況でも基本構想の前段として、旅客施設や官公庁施設等の生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区（以下「移動等円滑化促進地区」といいます。）において、バリアフリー化の方針である促進方針を作成することができる制度が創設されました。

堺市や明石市を始め、全国で11の市区（令和3年3月末時点）が当該制度を活用するため、移動等円滑化促進方針を作成しています。

こうした国の動向、他の地方公共団体における取組等を踏まえ、今後、本市において、旅客施設等におけるバリアフリー化を計画的・継続的に進めていく上で、基本構想だけではなく促進方針の活用が有効であると考えられることから、基本構想と促進方針を一体的に作成することとしました。

※ 基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するための事業

2 基本構想・促進方針に明示すべき主な事項



3 促進方針作成によるメリット

- ・ 実施すべき特定事業を位置付けることなく、市全体のバリアフリー化に向けた方針を示すことが可能
- ・ バリアフリー化に対する関係者間の機運が醸成され、特定事業の実施につながりやすくなる

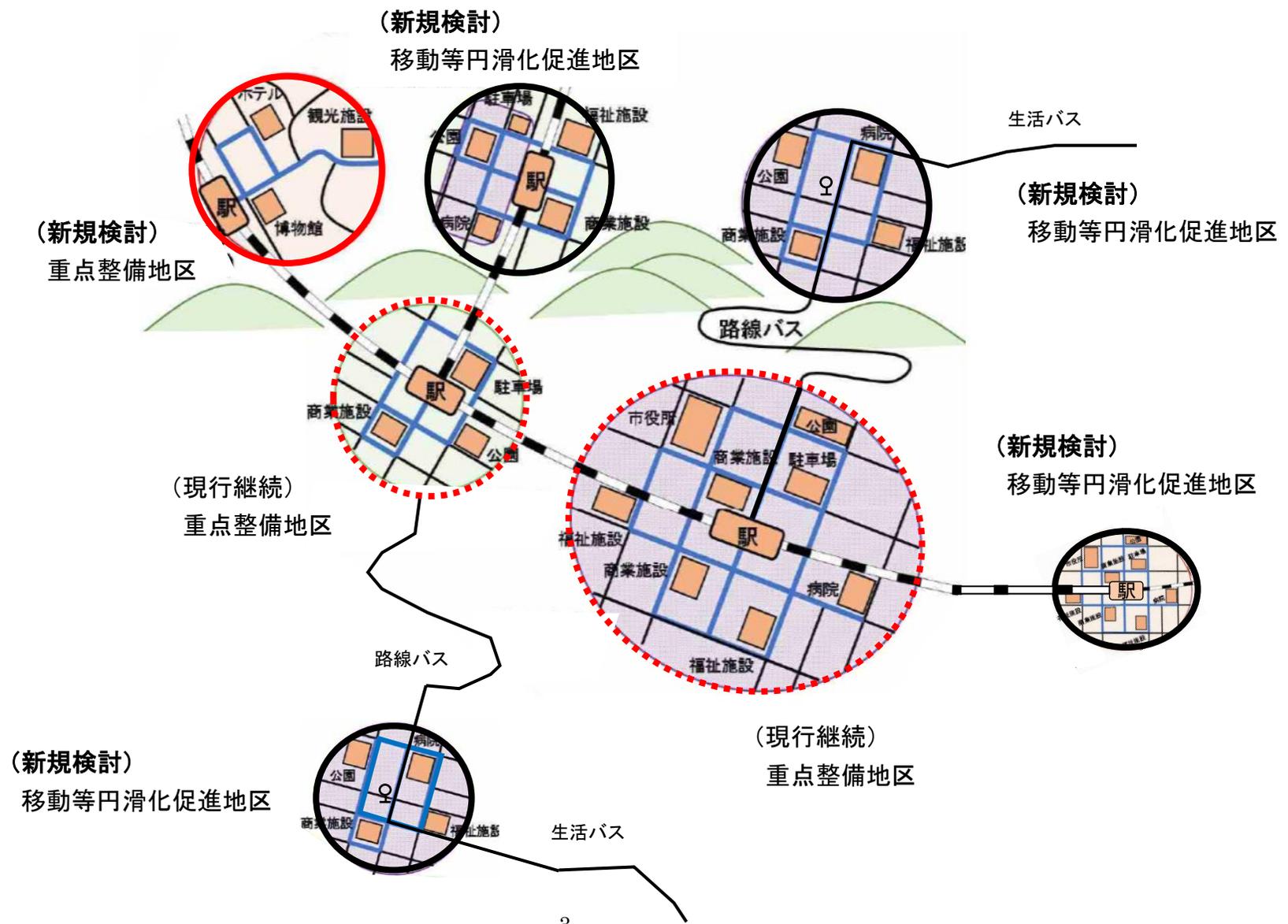
4 関係機関に生じる義務

基本構想（重点整備地区）	促進方針（移動等円滑化促進地区）
基本構想に即した特定事業を実施するための計画（特定事業計画）の提出及び同計画に基づく事業の実施が必要	旅客施設の建設や道路の新設等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に届出が必要

5 移動等円滑化促進地区（促進方針）と重点整備地区（基本構想）のイメージ

促進方針を作成し，市内に移動等円滑化促進地区を設定することを検討します。

また，重点整備地区については現行の基本構想で設定したものを改定後も重点整備地区として継続するとともに，新たに重点整備地区として設定する地区の検討も行います。



6 スケジュールの見直し

促進方針を基本構想と一体的に作成することとしたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により関係機関との協議調整や協議会の開催等が困難となっていることから、当初令和4年3月としていた基本構想の改定を令和5年1月に見直します。

(旧)

	令和3年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
議会			改定着手 ●			素案 ●						最終案 ●	
計画策定						計画案		パブリックコメント →			最終案 →		完成

(新)

	令和3年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
議会			改定着手 ●		見直し ●								
計画策定									促進方針案 →				
										基本構想案 →			
	令和4年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
議会			素案 ●						最終案 ●				
計画策定					パブリックコメント →								
			促進方針案 →							最終案 →			
			基本構想案 →								完成		